平成２８年（フ）第２９３号
埼玉県川口市上青木２丁目12番18―205号
ニュークレスト上青木２
債務者　佐藤美寿々
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
埼玉県三郷市早稲田２丁目16番地７　早稲田コーポ202、旧住所埼玉県八潮市八潮３丁目８番地６　昼間第三ハイツ103
債務者　山下　一司
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
大阪府南河内郡河南町大字一須賀103番地の１　206号、前住所大阪府大阪狭山市東野西１丁目816番地の５―201号
債務者　西原　和基
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
堺市南区原山台１丁７番12―105号
債務者　大田奈津子（旧姓松葉）
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２１０号
大阪府富田林市平町１丁目4231番地１
債務者　やの理容こと　矢野のり子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
堺市中区八田西町２丁15番50号　市森ハイツ103号、前住所堺市堺区東上野芝町１丁44番地２　ハイツ・エス・テ・アシュ103号
債務者　中川八惠子
1　決定年月日時　平成28年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４２３号
札幌市豊平区西岡３条６丁目８番７号　森のくまさん
債務者　棚橋　功勝
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５４号
札幌市豊平区平岸３条５丁目７番20―106号
債務者　西川　尋子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４５９号
札幌市清田区北野６条４丁目１番11―204号
債務者　小堤リサ子
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４６５号
札幌市東区東苗穂８条３丁目17番26号　セレーサＣ１号
債務者　加藤めぐみ（旧姓生駒）
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７６号
静岡県三島市大宮町２丁目15番15号
債務者　片平かをる
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
愛知県一宮市丹陽町重吉字城戸141番地１　ガーディアン202号
債務者　林　　正樹
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１０８９号
大阪府大東市北条１丁目15番36号
債務者　山田　有加
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１１２号
大阪府豊中市庄内栄町２丁目14番２―302号
債務者　城下　　光
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１２２号
大阪府豊中市二葉町１丁目３番30号
債務者　北村　好正
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１２４号
大阪府大東市中垣内７丁目２番12号　フォレストメゾンエンⅡ206号
債務者　麻田　光美（旧姓前川・北出）
1　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部